

○内閣府告示第百五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前																
<p>第1 食品 A～C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水 1 清涼飲料水の成分規格 (1) (略) (2) 個別規格 1. (略) 2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。</p>	<p>第1 食品 A～C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水 1 清涼飲料水の成分規格 (1) (略) (2) 個別規格 1. (略) 2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。</p>																
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="250 940 685 997">第1欄</th><th data-bbox="685 940 1115 997">第2欄</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" data-bbox="250 1003 1115 1061">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="250 1067 685 1125">有機物等 (全有機炭素)</td><td data-bbox="685 1067 1115 1125">3 mg / l 以下であること。</td></tr><tr><td data-bbox="250 1131 685 1351"><u>ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)</u></td><td data-bbox="685 1131 1115 1351"><u>ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の和として0.00005 mg / l 以下であること。</u></td></tr></tbody></table>	第1欄	第2欄	(略)		有機物等 (全有機炭素)	3 mg / l 以下であること。	<u>ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)</u>	<u>ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の和として0.00005 mg / l 以下であること。</u>	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1124 940 1559 997">第1欄</th><th data-bbox="1559 940 1975 997">第2欄</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" data-bbox="1124 1003 1975 1061">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="1124 1067 1559 1125">有機物等 (全有機炭素)</td><td data-bbox="1559 1067 1975 1125">3 mg / l 以下であること。</td></tr><tr><td data-bbox="1124 1131 1559 1351">(新設)</td><td data-bbox="1559 1131 1975 1351">(新設)</td></tr></tbody></table>	第1欄	第2欄	(略)		有機物等 (全有機炭素)	3 mg / l 以下であること。	(新設)	(新設)
第1欄	第2欄																
(略)																	
有機物等 (全有機炭素)	3 mg / l 以下であること。																
<u>ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)</u>	<u>ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の和として0.00005 mg / l 以下であること。</u>																
第1欄	第2欄																
(略)																	
有機物等 (全有機炭素)	3 mg / l 以下であること。																
(新設)	(新設)																

(略)	(略)
3. (略)	3. (略)
2 ~ 4 (略)	2 ~ 4 (略)
(略)	(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和八年四月一日前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。